

滋賀地方最低賃金審議会委員の候補者の推薦に関する公示

滋賀労働局一般公示第 37 号

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 23 条第 1 項及び最低賃金審議会令（昭和 34 年政令第 163 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、滋賀地方最低賃金審議会委員を任命したいので、関係労働組合は、下記「滋賀地方最低賃金審議会委員候補者推薦要領」により、労働者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

平成 27 年 9 月 1 日

滋賀労働局長 辻 知之

記

滋賀地方最低賃金審議会委員候補者推薦要領

1 推薦者資格

- (1) 労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）第 2 条に規定する労働組合であって、滋賀労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2 候補者資格

- 候補者は、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 38 条の各号のいずれにも該当しないものであること。

3 推薦手続

- (1) 推薦の方法
推薦に当たっては別紙様式の推薦書により、それぞれ推薦すること。
- (2) 推薦締切期日
平成 27 年 9 月 17 日
- (3) 推薦書の提出先
滋賀労働局労働基準部賃金室（大津市御幸町 6 番 6 号）

別紙様式

平成 年 月 日

滋賀労働局長 殿

(推薦者)

住 所

氏 名

印

(団体の場合は所在地、名称、代表者職氏名)

滋賀地方最低賃金審議会（労働者代表／使用者代表）委員の候補として下記の者を
内諾書添付のうえ推薦します。

記

氏 名	年齢	現職（現在の職業、所属団体、地位 をすべて記入すること）	略 歴

※履歴書を添付してください。

内 諾 書

滋賀労働局長 辻 知之 殿

平成 年 月 日

氏 名

印

私は、滋賀地方最低賃金審議会委員に任命されましたときには、就任することを内諾します。

履 歴 書

現 住 所

氏 名

生年月日 大正・昭和 年 月 日生

最終学歴

年 月 日

職 歴

年 月 日
年 月 日

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

氏名

印